

## バイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドライン

### 第1 目的

遺伝子組換え食品やクローン牛等のバイオテクノロジー応用食品について、消費者が商品を適切に選択できるように、東京都独自のマークを定め、これを普及させることにより、見やすく、分かりやすい表示の推進を図るものである。

### 第2 適用範囲

このガイドラインは、都内で販売される次の食品に適用する。

- (1)「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」(平成12年3月31日農林水産省告示第517号、以下「表示基準」という。)に基づく遺伝子組換えに関する表示のある食品
- (2)受精卵クローン牛由来生産物(肉)

### 第3 表示方法等

#### 1 遺伝子組換えに関する表示のある食品

表示基準に基づき遺伝子組換えに関する表示を行う者(製造業者、加工包装業者、輸入業者、販売業者)は、次の区分に従い、該当するマークを、見やすい場所に、見やすい大きさで表示するものとする。

なお、マークの色については、包装材等の都合により、見やすい色にすることができる。

ア 主な原材料について一つでも遺伝子組換え農産物である旨の表示をした加工食品の場合	イ ア以外で主な原材料について一つでも遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示をした加工食品の場合	ウ 使用されているすべての原材料について分別生産流通管理を行っており、遺伝子組換えでない旨の表示をした加工食品の場合(※)
遺伝子組換え農産物である旨の表示をした生鮮食品の場合	遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物が分別されていない旨の表示をした生鮮食品の場合	非遺伝子組換え農産物である旨の表示をした生鮮食品の場合



#### ※ 「非組換え」マークを使用する際の注意点

主な原材料について非遺伝子組換え農産物を使用している場合であっても、以下のような加工食品については、非組換えマークを付すことはできないので注意する。

- ・分別生産流通管理を行っていない対象農産物を副原料として使用している加工食品
- ・義務表示でない油や添加物等の原材料に分別生産流通管理を行っていない農作物を使用している加工食品

## 2 受精卵クローン牛由来生産物(肉)

小売販売業者は、次のマークを、ショーケース等の見やすい場所に、見やすい大きさで表示するものとする。

なお、マークの色については、ショーケース等の都合により、見やすい色にすることができる。

また、表示が適正に行われるため、生産者及び流通業者は、出荷・流通の際に、受精卵クローン牛又はその生産物である旨を記載した証明書類を添付するものとする。



## 第4 実施時期

このガイドラインは、平成13年12月1日より実施する。

ただし、遺伝子組換えに関する表示のある食品に表示するマークについては、包装材等在庫の関係を考慮し、包装材等の切り替え時期から速やかに実施するものとする。

なお、それまでの間、小売販売業者は、順次、商品棚等に表示するものとする。